

山口県報

令和8年
2月13日
(金曜日)

目 次

○告示

救急病院の認定（医療政策課）	一
育種母樹林の指定（森林整備課）	一
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正（漁港漁場整備課）	一
土砂災害警戒区域の指定の解除（八件）（砂防課）	二
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	四
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（八件）（砂防課）	五
土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	五
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）	七
道路の位置の指定（建築指導課）	九
○公告	九
○公共測量の実施の終了（九件）（監理課）	九
○教委公告	一二
公募型プロポーザル方式に係る手続の開始	一二



山口県告示第五十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

山口県告示第五十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定により、育種母樹林を次とおり指定する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
萩市民病院 萩市大字椿三四六〇の三 令和一一、三、五

山口県告示第五十五号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十三年山口県告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十三日

六十四 山口県山口北沿岸玉江漁港海岸に関する部分を次のように改める。
六十四 山口県山口北沿岸玉江漁港海岸

一、二、三、四、五、六、七、七の一、五の一、二の一、一の二、一の一、一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(一) 基点
一 北緯三四度二四分五六・三〇四九秒東經一三一度二三分三六・一一〇一秒の
点

(二) 基点一から四三度五九分一八秒一八四・七三一メートルの点
基点二から四〇度二八分五三秒四二・〇六七メートルの点
基点三から七〇度一五分四四秒二六・七五四メートルの点
基点四から二八度三〇分五六秒一四九・四一三メートルの点
基点五から三五二度一五分一七秒五三・四九八メートルの点
基点六から二九八度一五分二〇秒二〇・八一五メートルの点
補助点

一の一 基点一から三三七度三五分五八秒九八・二四七メートルの点
一の二 基点一から三五七度一二分二〇秒一〇二・〇二〇メートルの点
二の一 基点二から三三九度四四分三四秒六八・四一九メートルの点
五の一 基点五から二六五度一六分三四秒八四・四六七メートルの点
七の一 基点七から二五七度五四分三一秒四九・四五七メートルの点

平成十

本 (本) (ヘクタール)	面 積	所有者等の氏名又は名称及び住所
一、八三八	三・三三	山口県
八三三	〇・九八	〃
2 方位は、真方位とする。		
三年法律第五十三号 による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従つて測定したものである。		
2 方位は、真方位とする。		
山口県告示第五十六号		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。		
令和八年二月十三日		
一 解除に係る区域の名称	山口県知事	村岡嗣政
生野町(一)(3)		
二 解除に係る区域の範囲		
次の図のとおり		
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
急傾斜地の崩壊		
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）		
山口県告示第五十七号		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。		

山口県告示第五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

山口県知事 村岡嗣政

山口県告示第五十七号

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

山口県知事 村岡嗣政

令和八年二月十三日

- 一 解除に係る区域の名称
　　徳地山畑(二)(30)
- 二 解除に係る区域の範囲
　　次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百六十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事　村岡嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
　　阿東地福下(二)(6)
- 二 解除に係る区域の範囲
　　次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十九号

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事　村岡嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
　　岩国(一)(6)、平田(一)(25)
- 二 解除に係る区域の範囲
　　次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百四十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事　村岡嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
　　玖珂町(二)(42)
- 二 解除に係る区域の範囲
　　次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十一号

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

山口県知事　村岡嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
　　岩国(一)(6)、平田(一)(25)
- 二 解除に係る区域の範囲
　　次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事　村岡嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
　　玖珂町(二)(42)
- 二 解除に係る区域の範囲
　　次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　　土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十三号

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百八十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

り解除する。

- 一 解除に係る区域の名称
於福町下(一)(1)

- 二 解除に係る区域の範囲

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

山口県告示第六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
徳山(二)(3)

- 二 解除に係る区域の範囲

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

- 一 区域の名称
阿東地福下(二)(6)、徳地山畠(二)(30)

二 区域の範囲 次の図のとおり	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。）
一 区域の名称 岩国(一)(6)、平田(一)(25)	二 区域の範囲 次の図のとおり
一 区域の名称 玖珂町(二)(42)	二 区域の範囲 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）
一 区域の名称 急傾斜地の崩壊	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
一 区域の名称 東屋代(二)(1)、東屋代(二)(5)	二 区域の範囲 次の図のとおり
一 区域の名称 土石流	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
一 区域の範囲 於福町下(一)(1)	二 区域の範囲 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）
一 区域の名称 急傾斜地の崩壊	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部	

建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称 徳山(二)(23)	二 区域の範囲 次の図のとおり
一 区域の名称 東屋代(二)(1)、東屋代(二)(5)	二 区域の範囲 次の図のとおり
一 区域の名称 土石流	三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
一 区域の範囲 生野町(一)(3)	二 区域の範囲 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県告示第六十五号により指定された区域についての指定を次
一 解除に係る区域の範囲 村岡嗣政	のとおり解除する。
二 解除に係る区域の範囲 次の図のとおり	
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部	

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第三百三十九号）により指定された区域についての指定を次とおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 解除に係る区域の名称

徳地山畠(二)(30)

二 解除に係る区域の範囲

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百六十一号）により指定された区域についての指定を次とおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 解除に係る区域の名称

阿東地福下(二)(6)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 解除に係る区域の名称

岩国(一)(6)、平田(一)(25)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百六十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 解除に係る区域の名称
玖珂町(二)(42)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示

（平成二十八年山口県告示第二百十二号）により指定された区域についての指定を次とおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 解除に係る区域の名称
於福町下(一)(1)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示

（平成二十四年山口県告示第三百十一号）により指定された区域についての指定を次とおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 解除に係る区域の名称
徳山(二)(23)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百八十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 解除に係る区域の名称
東屋代(二)(1)、東屋代(二)(5)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

八

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
岩国(一)(6)、平田(一)(25)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
於福町下(一)(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
東屋代(一)(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

一 東部地域産業振興センター（仮称）新築工事	山口県知事 村岡嗣政
(一) 工事場所 岩国市今津町一丁目地内	
(二) 工事の概要	

構	造	延べ面積
鉄筋コンクリート造 三階建		二、九六七・一七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和八年二月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの

(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下

「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和八年三月三日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年三月十九日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八二一九三三一三八三〇)すること。

山口県告示第七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

地名及び番地	(メートル)	幅員	延長	指定年月日
下松市瑞穂町二丁目八八七の一二の一部、八八七の二 三の一部及び八八八の三八	六・○	二六・○	令和七、一二、二六	
下松市潮音町六丁目二五七の二四、二五七の二六、二 五七の五五、二五八の五、二五八の七及び二五八の七	六・○	二六・○	令和七、一二、二六	
六・○	五四・八	令和八、一、二七		
六・○	五四・八	令和八、一、二七		

(三六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、農林水産省中国四国農政局南周防農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類
公共測量(基準点測量)

二 作業の地域
熊毛郡田布施町大字上田布施及び大字下田布施

三 作業の期間
令和六年五月二十七日から令和七年三月十九日まで

一 作業の種類
公共測量(基準点測量)

二 作業の地域
柳井市伊陸

三 作業の期間
令和六年六月二十四日から令和七年三月十九日まで

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

三 作業の期間
柳井市伊陸

令和六年六月二十四日から令和七年三月十九日まで

(三七) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類
公共測量（基準点測量）

二 作業の地域
防府市大字奈美三 作業の期間
令和六年六月二十五日から令和七年三月二十六日まで

令和六年十月一日から令和七年三月二十六日まで

一 作業の種類

公共測量（路線測量）

二 作業の地域

防府市大字奈美

三 作業の期間
令和七年二月十四日から同年三月三十日まで

(三八) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類
公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域
下関市秋根新町

三 作業の期間
令和六年七月一日から令和七年三月二十一日まで

一〇

(三九) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、光市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類
公共測量（基準点測量）

二 作業の地域
山口市嘉川、佐山、陶及び仁保中郷

三 作業の期間

二 作業の地域

光市

三 作業の期間

令和六年七月九日から令和七年三月三十一日まで

(四〇) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宇部土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測深）

二 作業の地域

宇部市、美祢市及び山陽小野田市

三 作業の期間

令和六年八月一日から令和七年三月二十八日まで

(四一) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和六年八月二十二日から令和七年三月二十一日まで

(四二) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類

公共測量（数値地形図データ更新）

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

令和六年十月二十一日から令和七年三月二十八日まで

(四三) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和六年十月二十一日から令和七年三月三十一日まで

(四四) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ

りました。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 作業の種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 二 作業の地域
周南市
- 三 作業の期間
令和六年十月二十八日から令和七年三月三十日まで
- 四 令和六年十月二十八日から令和七年三月三十日まで



公 告

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約について、次とのおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和八年二月十三日

山口県知事 村岡嗣政

一 業務の概要

- (一) 業務名
山口県立学校ICT支援員派遣業務
- (二) 業務内容
応募要項及び仕様書による。
- (三) 契約期間
令和八年五月一日から令和九年三月三十一日まで

二 参加資格

- この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用者又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借り入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百四号）に基づく資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) この手続の開始の日から令和八年三月十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていること。

三 手続等

(一) 応募要項の配布

令和八年二月十三日午前九時から同年三月十二日午後五時まで、山口県教育庁教育情報化推進室のホームページの「山口県立学校ICT支援員派遣業務に係る公募型プロポーザルの実施について」に掲載することにより行う。

(二) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法
持参し、又は山口県教育庁教育情報化推進室へ事前に連絡のうえ、郵送し、若しくは電子メールにより提出すること。

2 提出先

山口県教育庁教育情報化推進室

3 受領期限

令和八年三月十二日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法
持参し、又は山口県教育庁教育情報化推進室へ事前に連絡のうえ郵送すること。

2 提出先

山口県教育庁教育情報化推進室

3 受領期限

令和八年三月十九日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和八年三月下旬に行う。

渡邊 昭博
安村祥一郎
中野 聰
服部 芳信
四 その他

(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要否

要

(四) 参加表明書の提出時において(一)の(三)の要件を満たしていない者にあっては、令和八年三月二十六日までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) この手続の開始後に、(一)の(三)に掲げる資格の申請をする場合は、令和八年三月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三一三九一五）に申請書を提出する。いと。

(六) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなつた場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(七) 詳細については、山口県教育庁教育情報化推進室（電話〇八三一九三三三一四四九、111）に問い合わせること。

五 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Dispatching ICT support staff to Yamaguchi prefectural schools
- (2) Deadline to express interests: 5:00 P.M. March 12, 2026
- (3) Deadline to submit proposals: 5:00 P.M. March 19, 2026
- (4) Delivery Place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Information Promotion Office, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-4493)

令和八年
一月十三日
発行

発行
行人所

山口県
知事